

お知らせ（器）004

令和2年6月12日

特定器材マスターの改定について

今般、令和2年5月29日付け厚生労働省告示第227号に基づき、下記のとおり特定器材マスターを改定しましたのでお知らせします。

なお、今回公表するコードの適用年月日は、令和2年7月1日であることから、令和2年6月診療分以前の電子レセプトに使用することのないようご留意願います。

また、内容については別紙をご確認ください。

記

材料価格の変更（変更区分「5」：2コード）

別紙_特定器材マスター登録内容の一部変更（令和2年7月1日適用）

| 別表番号 | 区分番号 | 特定器材コード | 特定器材名・規格名 | 金額種別 | 金額 | 変更区分 | 変更箇所 | 変更後 | 変更前 | 備考 |
|------|------|-----------|------------------------------|------|----|------|------|-------|-------|----|
| 6 | 6 | 710010176 | 歯科鑄造用金銀パラジウム合金（金12%以上JIS適合品） | | | 5 | 金額 | 2,662 | 2,083 | |
| 6 | 10 | 710010180 | 歯科用金銀パラジウム合金ろう（金15%以上JIS適合品） | | | 5 | 金額 | 3,227 | 2,765 | |